

令和8年度

**豊橋市市民協働推進補助金**

**記入要領**

— 目次 —

事業企画書 1 ページ

事業計画書 3 ページ

収支予算書 7 ページ

構成員名簿 9 ページ

規約 11 ページ

補助金応募者必携、

企画書記入のポイントを  
ズばり解説！

豊橋市  
市民協働推進  
補助事業

様式第1（第8条関係）

市民協働推進補助事業企画書

令和7年12月25日

豊橋市長様

所 在 地 豊橋市今橋町1234  
提出者 団 体 名 豊橋ねこパートナーズ  
代表者氏名 代表 吉田 太郎

次のとおり事業を企画したので、関係書類を添えて提出します。

区分 (該当欄にチェック☑)	<input type="checkbox"/> (1) つづじ補助金 <input checked="" type="checkbox"/> (2) くすのき補助金 (3回のうち 1回目)	
事業の名称 (該当事業にチェック☑)	市民シンポジウム「野良猫と地域の共存について」	新規事業 <input type="checkbox"/> 既存事業 <input checked="" type="checkbox"/>
当該事業における 補助金の活用状況	交付元名称：(財)猫だすけ協会 補助金交付年度：令和7年度 補助金名称：猫だすけ動物愛護基金助成金	
団 体 の 状 況	設立年月日	令和7年4月1日
	設立経緯	市内の公園を散歩している際、避妊手術が施されていないために繁殖した野良猫が多数いる状況を知った。また、息子が野良猫を保護したことをきっかけに、動物病院で避妊手術を施し我が家で飼い始めた。これらをきっかけに少しでも状況を改善したいと考え、猫好きの友人に呼びかけ、令和7年に会を設立した。
	活動目的	地域の生活環境に影響を及ぼす野良猫の増加を抑制し、生活環境の改善を図ることで、安心して暮らせる地域づくりに寄与することを目的とする。

- 備考 1 内容の記載は簡潔にお願いします。なお、必要に応じて各項目の枠を広げて使用できます。
- 2 企画書に次の書類を添付してください。なお、(2) (3) は、施設整備を行う場合のみ提出してください。
- (1) 定款又は規約、会則その他これらに準ずるもの
  - (2) 事業実施の位置図及び工作物等のイメージ図（大きさ、デザイン等がわかるもの）
  - (3) 工事を業者に依頼する場合は、工事費用の見積書の写し

## 記入要領

### ● 提出者

所 在 地：団体の住所を記入してください。複数の事務所が分散している場合などは、その中心になる事務所の住所を記入してください。

団 体 名：団体の正式名称を定款・規約等と合わせて記入してください。

代表者氏名：代表者の氏名を記入してください。また、会長、代表など役職名を氏名の前に記入してください。

### ● 区分

該当する方へチェックをしてください。

くすのき補助金の場合は、今回の申請が審査を通過した場合、同一事業で何回目の交付になるのか記入してください。

【記入例】今回初めて申請する場合「1」、過去1回交付を受けている場合「2」

### ● 事業の名称

実施する事業の名称を記入してください。

また、今回の事業が団体にとって新規事業か継続事業かチェックをしてください。

### ● 補助金の活用状況

過去5年以内に豊橋市又はその他の団体から補助金を受けたことがある場合のみ、交付元名称、補助金交付年度及び補助金名称を記入してください。市民協働推進補助金を受けた場合も記入してください。

### ● 団体の状況

#### ・設立年月日

団体の設立年月日を定款・規約等と合わせて記入してください。NPO法人の場合は認証を受けた日を記入してください。ただし、前身となる団体がある場合やNPO法人の場合で任意団体としての活動がある場合にはその団体の設立年月日をカッコ書きで併記してください。

#### ・設立経緯

具体的に記入してください。

#### ・活動目的

定款・規約等の内容と合わせて記入してください。

## 様式第2（第8条関係）

## 事業計画書

No. 1

(つつじ補助金・くすのき補助金)

①事業の区分  (該当する事業にチェック☑)	(1)保健、医療又は福祉の増進を図る事業	<input type="checkbox"/>	(11)国際協力を図る事業	<input type="checkbox"/>
	(2)社会教育の推進を図る事業	<input checked="" type="checkbox"/>	(12)男女共同参画社会の形成の促進を図る事業	<input type="checkbox"/>
	(3)まちづくりの推進を図る事業	<input checked="" type="checkbox"/>	(13)子どもの健全育成を図る事業	<input type="checkbox"/>
	(4)観光の振興を図る事業	<input type="checkbox"/>	(14)情報化社会の発展を図る事業	<input type="checkbox"/>
	(5)農山漁村又は中山間地域の振興を図る事業	<input type="checkbox"/>	(15)科学技術の振興を図る事業	<input type="checkbox"/>
	(6)学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る事業	<input type="checkbox"/>	(16)経済活動の活性化を図る事業	<input type="checkbox"/>
	(7)環境の保全を図る事業	<input checked="" type="checkbox"/>	(17)職業能力の開発又は雇用機会の拡充の支援を行う事業	<input type="checkbox"/>
	(8)災害救援事業	<input type="checkbox"/>	(18)消費者の保護を図る事業	<input type="checkbox"/>
	(9)地域安全事業	<input type="checkbox"/>	(19)公益的社會貢獻活動団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助を行う事業	<input type="checkbox"/>
	(10)人権の擁護又は平和の推進を図る事業	<input type="checkbox"/>	(20)前各号に掲げる事業に準ずる活動として愛知県の条例で定める事業	<input type="checkbox"/>
②現状把握・分析・事業目的  必要性	(事業実施の理由、地域課題の解決につながる事業の目的)  豊橋市内には多くの野良猫があり、野良猫による糞尿の被害、ゴミ等を漁ることでの生活環境の悪化などが課題となっている。これは、地域全体の問題である。そこで、野良猫に関するシンポジウムを開催することで、市民の人に課題を認識してもらい、野良猫に対する理解を深めることを目的とする。さらに、地域の力で野良猫を減らしていくこうとする意識の醸成を図る。			
③事業内容(詳細)  実効性	野良猫に関するシンポジウムを開催し、現状や対策(野良猫の避妊手術や里親探し等)について周知する。  講師は、市内で野良猫に関する活動を行っている〇〇団体の代表者や、里親探しの活動を行うNPO法人〇〇〇〇〇の〇〇氏へ依頼する。			
④スケジュール  実効性	事業期間	(事業着手日) 令和8年6月1日 から 令和9年3月31日まで	(事業終了日)	
	実施日	内容	会場	参加者数見込
	6月	ボランティア募集 ボランティア説明会 ポスター・チラシの作成 講師と打ち合わせ	会員宅	
	7月	ポスター・チラシ配布		
	10月	会場打ち合わせ	シンポジウム会場	200人
	11月	シンポジウム開催	豊橋〇〇体育館	
	12月	反省会	会員宅	
⑤周知方法・対象  実効性	チラシ・ポスター：全校区市民館・生涯学習センターで配架/掲示  対象：市内全域の市民、SNS(インスタグラム等)等で広く周知			
⑥実施体制  実効性	(実施メンバー)  豊橋ねこパートナーズ、ボランティア5名(公募)			

## 記入要領

- ①事業の区分

該当する事業の区分にチェック☑をしてください。

- ②現状把握・分析・事業目的 **必要性**

事業実施の理由、地域課題の解決につながる事業の目的について記入してください。併せて、根拠となる数字や具体例があれば記入してください。

- ③事業内容（詳細） **実効性**

②に繋げるために行う事業の具体的な内容を記入してください。

- ④スケジュール **実効性**

実施予定期間は、「事業に着手する日」から「事業が完了する日」を記入してください。「事業に着手する日」は、事業の準備を始める日です。「事業が完了する日」は、事業実施後のメンバーで事業報告や報告書の作成を含め、全てが完了する日ですただし、「事業に着手する日」は令和8年4月1日以降、「事業が完了する日」は、令和9年3月31日以前の日としてください。

- ⑤周知方法・対象 **実効性**

事業の周知方法と方法ごとの対象（地域・年齢層・分野など）を具体的に記入してください。

- ⑥実施体制 **実効性**

貴団体が単独で実施するのか、又は他団体の協力を得ながら実施するのか記入してください。  
協力団体等は、具体的にすべて記入してください。

また、ボランティアを募集するのであればその規模（人数）や募集方法を記入してください。

様式第2（第8条関係）

事業計画書

No. 2

（つつじ補助金・くすのき補助金）

<p>⑦事業が公共の利益に寄与すると考える理由及び事業実施による市民(地域)への波及効果</p> <p>公益性・実効性</p>	<p>野良猫の問題は、善意で餌やりすることによって繁殖が進むなど、正しい知識や地域全体での理解が欠けてしまうと、結果として繁殖や環境悪化等の課題を助長してしまう場合もある。本事業により、日頃野良猫と関わる人だけでなく、普段は関心の薄い市民にも現状や課題が伝わり、地域の問題として認識される。また、地域の具体的な状況や対策を共有することで、自分たちの生活とも関係する問題であることに気づく機会となり、適切な行動へつながる土台づくりに寄与すると考える。</p>
<p>⑧事業実施後の活動について</p> <p>継続性</p>	<p>本事業は、野良猫の現状や対策について、市民が正しい知識を得る機会となり、問題を自分事として捉えるためのきっかけとなるものである。今後は、得た知識を実際の行動に繋げてもらうため、地域で取り組める具体的な方法や成功事例を紹介し、負担感を軽減する工夫を行いたい。併せて、里親になった人の声や活動事例を発信し、継続的な関心と参加が生まれるような働きかけを進めていきたい。</p>

（くすのき補助金）

<p>⑨事業の創造的又は開拓的である部分</p> <p>先駆性</p>	<p>本事業は、単なる啓発にとどまらず、地域住民が参加しやすい具体策の掲示を行うことで、地域ぐるみで課題解決に向かう仕組みを構築する点に先駆性があると考える。</p>
<p>⑩事業で団体の持つ専門性が生かされている部分</p> <p>専門性</p>	<p>当団体は現場での活動経験を有しており、野良猫の行動特性や地域で起こりやすい課題についての知見を持っている。これらの知識と実践経験をもとに、参加者が現実的に取り組める対策や成功例を分かりやすく伝えることができる点で、団体の専門性が本事業に生かされている。</p>

備考 内容の記載は簡潔にお願いします。なお、必要に応じて各項目の枠を広げて使用できます。

## 記入要領

- ⑦事業が公共の利益に寄与すると考える理由及び事業実施による市民(地域)への波及効果  
**公益性・実効性**

事業を行うことで広く公共の利益に貢献できる理由と、市民(地域)へどのように波及するのか記入してください。

- ⑧事業実施後の活動について **継続性**

団体の目的を達成するために、今後取り組んでいく内容について記入してください。

↓以下、くすのき補助金のみ

- ⑨事業の創造的又は開拓的である部分 **先駆性**

他の事業にはない新しい取り組みについて記入してください。

- ⑩事業で団体の持つ専門性が生かされている部分 **専門性**

団体の専門的な知識、経験が生かされている部分について記入してください。

## 様式第3（第8条関係）

## 収支予算書

実効性

収入

単位：円

費　目	金　額	内　訳
市民協働推進補助金	100,000	
自己資金	20,000	
合　計	120,000	

支出

単位：円

費　目	金　額	内　訳
【対象経費】	報償費	80,000 講師謝礼
	旅費	8,000 講師の旅費交通費
	需用費	4,000 チラシ印刷費 8円×500枚
	需用費	6,000 ポスター印刷費 30円×200枚
	需用費	12,000 パンフレット印刷費 60円×200部
	小　計	110,000
【対象外経費】	団体の運営に関する事務費等の経常的な経費	
	団体の事務所等を購入、整備、維持するための経費	
	団体の構成員に対する人件費、謝礼、食糧費、交通費及び宿泊費	10,000 シンポジウム当日の団体構成員の昼食代
	その他	
小　計	10,000	
合　計	120,000	

備考 1 内容の記載は簡潔にお願いします。なお、必要に応じて各項目の枠を広げて使用できます。

2 団体の構成員に対する食糧費の内、活動時に必要な水分補給に要する食糧費は対象経費にできます。

## 記入要領

### ● 収入

費目：市民協働推進補助金、自己資金、協賛金、寄附金、広告収入、入場料、参加料、他の補助金・助成金などの区分で記入してください。  
 金額：費目欄の区分ごとに千円未満の端数が出ないようにして円単位で記入してください。  
 市民協働推進補助金は、支出の「対象経費」から算出してください。  
 内訳：算出基礎等を記入してください。※単位も記入してください。（円・人・日等）

### ● 支出

費目：下記の表の費目ごとに記入してください。  
 金額：収入と同じ。  
 内訳：収入と同じ。

費目	主なもの
1 報償費	講師・専門家等への謝礼等
2 旅費	講師・専門家等への交通費、宿泊費等
3 需用費	消耗品費、書籍等の購入費、チラシ・ポスター等の印刷製本費、機材等の燃料費等
4 役務費	翻訳・原稿料、通信運搬費、保険料等
5 委託料	設計・測量・デザイン等の委託料
6 使用料及び賃料	会場使用料、車両・機材・物品・器具等のレンタル・リース料等
7 工事請負費	
8 原材料費	セメント・砂利・鋼材・木材等の資材
9 備品購入費	5万円以上で反復使用に耐えるものの購入費（ただし、事業に不可欠なものに限る。）
10 その他の経費	その他市長が必要と認める経費

備考 次の経費は補助対象経費としない。

- ・団体の運営に関する事務費等の経常的な経費
- ・団体の事務所等を購入、整備、維持するための経費
- ・団体の構成員に対する人件費、謝礼、食糧費（活動時に必要な水分補給に要する費用は除く。）、交通費及び宿泊費
- ・領収書等により団体が支払ったことが確認できない経費
- ・事業に直接要した額を確認できない経費

### ◆ 確認事項

- ・「内訳」、「金額」、「小計」、「合計」等、計算が合っているか確認をしてください。
- ・必ず「収入」と「支出」の合計が同じ金額になっているか確認をしてください。
- ・報償費、旅費（交通費及び宿泊費）等、対象経費と対象外経費の両方に該当するものについては、内訳欄に対象経費、対象外経費に計上した理由が分かるように記載してください。

#### [例] 旅費

- 対象経費：講師の交通費、対象外経費：会員が活動するときに発生する交通費
- ・補助金の交付申請や実績報告に関する事務費は団体負担となります。

## 様式第4（第8条関係）

## 構成員名簿

NO	職名・氏名	該当する項目をチェック☑
1	代表 吉田 太郎	市内在住 <input checked="" type="checkbox"/> ・市内在勤 <input checked="" type="checkbox"/> ・市内在学 <input type="checkbox"/>
2	副代表 今橋 花子	市内在住 <input checked="" type="checkbox"/> ・市内在勤 <input checked="" type="checkbox"/> ・市内在学 <input type="checkbox"/>
3	会計 吉田 次郎	市内在住 <input checked="" type="checkbox"/> ・市内在勤 <input checked="" type="checkbox"/> ・市内在学 <input type="checkbox"/>
4	吉田 三郎	市内在住 <input checked="" type="checkbox"/> ・市内在勤 <input type="checkbox"/> ・市内在学 <input type="checkbox"/>
5	今橋 一郎	市内在住 <input checked="" type="checkbox"/> ・市内在勤 <input type="checkbox"/> ・市内在学 <input type="checkbox"/>
6		市内在住 <input type="checkbox"/> ・市内在勤 <input type="checkbox"/> ・市内在学 <input type="checkbox"/>
7		市内在住 <input type="checkbox"/> ・市内在勤 <input type="checkbox"/> ・市内在学 <input type="checkbox"/>
8		市内在住 <input type="checkbox"/> ・市内在勤 <input type="checkbox"/> ・市内在学 <input type="checkbox"/>
9		市内在住 <input type="checkbox"/> ・市内在勤 <input type="checkbox"/> ・市内在学 <input type="checkbox"/>
10		市内在住 <input type="checkbox"/> ・市内在勤 <input type="checkbox"/> ・市内在学 <input type="checkbox"/>
人数	5 人	

備考 構成員人数に応じて名簿の行を追加してください。

参考 豊橋市市民協働推進補助金（つつじ補助金及びくすのき補助金）交付要綱

（補助対象者）

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、公益的・社会活動団体であって、次に掲げる要件のいずれをも満たすものでなければならない。

（1） 略

（2） その構成員の2分の1以上の者が市内に住所を有し、又は市内の事務所若しくは事業所に勤務し、若しくは市内の学校に在学していること。

## 記入要領

### ◆ 確認事項

- ・規約で定めた役員が特定されているか。  
→企画書に記載のある代表者及び定款に記載の内容と一致している必要があります。
- ・5人以上の会員で運営されているか。
- ・会員の2分の1以上が豊橋市に在住、通勤、通学しているか。

## 豊橋ねこパートナーズ 規約

### (名称)

第1条 この会は豊橋ねこパートナーズと称する。

### (所在地)

第2条 この会の事務所は、豊橋市今橋町 1234 に置く。

### (目的)

第3条 この会は豊橋市の野良猫による生活環境の悪化に対して、市民向けに啓発活動を行い、野良猫の減少と生活環境の改善を目的とする。営利を目的とせず、自発的な活動を行うものとする。

### (活動)

第4条 この会は第3条の目的を達成するために次の活動を行う。

- (1) シンポジウム開催にかかるボランティアの募集、説明会。
- (2) シンポジウム開催にかかるポスター・チラシの作成、配布。
- (3) シンポジウム開催。

### (会員)

第5条 この会の会員は豊橋市に在住、在勤、在学している者で会の目的に賛同する者が会員となることが出来る。

### (入会)

第6条 会員の入会については、特に条件を定めない。会員として入会しようとするものは、代表に了承を得るものとする。

### (退会)

第7条 会員の退会については、特に条件を定めない。退会しようとするものは代表に退会の意思を申し出るものとする。

### (役員)

第8条 この会は次の役員を置く。役員は、会員の過半数の賛成をもって決定する。

代表 1名 この会を代表して職務を行う。

副代表 1名 代表を補佐する。

会計 1名 この会の会計処理を行う。

### (事業年度)

第9条 この会の事業年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日とする。

### (規約の変更)

第10条 規約の変更は会員の過半数の賛成をもって決定する。

### (雑則)

第11条 この規約は令和7年4月1日から施行する。

## 記入要領

### ◆ 確認事項

- ・団体名が記載されているか。企画書の団体名称と一致している必要があります。
- ・団体の主たる事務所が記載されているか。企画書の所在地と一致している必要があります。
- ・団体の目的、活動内容が記載されているか。主に豊橋市内で活動している必要があります。
- ・会員についての定めがあるか。
- ・規約の施行日について記載があるか。